

監査意見書

私たち監事は、独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構（以下単に「機構」という。）の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの平成20年度における事業報告書、財務諸表（法人単位及び勘定別の貸借対照表、法人単位及び勘定別の損益計算書、法人単位及び勘定別のキャッシュ・フロー計算書、勘定別の利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、法人単位及び勘定別の行政サービス実施コスト計算書並びに法人単位及び勘定別の附属明細書をいう。以下同じ。）及び決算報告書について、監査を実施した。

その結果を次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

役員会その他重要な会議に出席するほか、執行に携わる役員等から内部統制の状況及び事業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧した。

また、決算担当部署から事業報告書、財務諸表及び決算報告書について報告及び説明を受け、並びに会計監査人から監査の方法及び結果について報告及び説明を受け、検討を加えた。

2 監査の結果

(1) 事業報告書は、機構の事業運営の状況を正しく表示しているものと認める。

なお、執行に携わる役員の職務の執行に関し、不正な行為又は法令若しくは独立行政法人住宅金融支援機構業務方法書に違反する重大な事実は認められない。

(2) 財務諸表（勘定別の利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を除く。）は、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成19年11月19日公表）に準拠して作成されており、機構の平成21年3月31日現在の財政状態並びに平成20年度の運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

勘定別の利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

なお、監査を実施した範囲においては、財務諸表の重要な虚偽をもたらす不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められない。

(3) 決算報告書は、機構理事長による平成20年度の予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認める。

(4) 会計監査人であるあずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

平成21年6月25日

独立行政法人住宅金融支援機構

監事 山田 孝夫



監事 岩也千賀彦



監事 石塚 雅範

